

経済レポート

日本における RCEP を利用した輸入の現状

～主な利用は中国、韓国からの繊維製品、化学製品～

調査部 主任研究員 中田 一良

○日本、中国、韓国、ASEAN 加盟国などが参加する経済連携協定（Economic Partnership Agreement、EPA）である、地域的な包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership、RCEP）が 2022 年 1 月に発効してから約 1 年が経過した。日本は RCEP において、工業製品では化学製品、繊維製品、皮革製品、非鉄金属、農林水産品では冷凍野菜や調製品などで関税の削減を行っている。

○RCEP を利用した輸入額を原産地別にみると、中国と韓国のシェアが高い一方、これら以外の参加国のシェアはごくわずかにとどまる。品目別にみると、関税引き下げの内容を反映して、繊維及びその製品、化学工業生産品、プラスチック・ゴム及びその製品のシェアが高い。中国、韓国からの輸入における RCEP の利用割合は、品目によってばらつきがみられるものの、農産物・水産物・食料品、繊維及びその製品などで高く、これらの品目で RCEP が積極的に利用されていることがみてとれる。

○中国、韓国以外の RCEP 参加国からの輸入では、RCEP よりも前に発効した EPA がよく利用されており、ベトナム以外では RCEP は現時点ではほとんど利用されていない。ベトナムは、RCEP を含めると日本と 4 つの EPA を締結しているが、関税引き下げの観点からは RCEP を選択することのメリットは小さく、日本とベトナムの間で最も早く発効した日 ASEAN・EPA が最もよく利用されている。

○こうした中、ベトナムからの RCEP を利用した輸入の品目構成をみると、繊維及びその製品が中心となっている。関税引き下げの条件である原産地規則との関係で、RCEP は、他の EPA を利用できない場合に利用される可能性が高く、他の EPA を補完する役割を果たしていると推察される。

○RCEP の影響を品目別にみると、幅広い品目で RCEP が利用されており、関税負担の軽減というメリットが生じている。中でも、もともと日本の輸入における中国のシェアが高い品目である化学工業生産品、繊維及びその製品、履物・帽子等でそうした傾向がみられる。

○RCEP において適用される関税率は今後も段階的に引き下げられるため、長期的な観点からは関税引き下げに伴う関税負担軽減効果は小さくない。関税引き下げに伴って利用割合が高まっていけば、その効果はより大きくなるだろう。

1. はじめに

2022年1月に地域的な包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership、RCEP）が発効してから約1年が経過した。RCEPの発効により、日本は中国、韓国と初めて経済連携協定（Economic Partnership Agreement、EPA）を締結することとなった。中国、韓国は日本の輸入におけるシェアが大きな貿易相手国であり、RCEPにおける関税引き下げ効果が期待される。

また、日本はRCEPだけでなく、近年、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership、CPTPP）、日EU・EPA、日米貿易協定を締結しており、EPAをはじめとする貿易協定の締結国との貿易総額が全体に占める割合は約8割に達する。

本稿では、日本におけるRCEPを利用した輸入における相手国別、品目別の特徴や影響について述べる。

2. RCEPを利用した輸入の現状

RCEPは、日本、中国、韓国、ASEAN加盟10か国、オーストラリア、ニュージーランドの合計15か国が参加しており、参加国内の貿易・投資の自由化を推進するEPAである。RCEPの発効により、日本のEPAをはじめとする貿易協定の締結数は20となった。貿易協定締結各国・地域が日本の輸入全体に占める割合は図表1の通りであり、中国が日本の輸入全体の約2割を占めている。

図表 1. 日本の貿易協定締結国・地域と輸入全体に占める割合

国・地域名	構成比(%)	国・地域名	構成比(%)
中国	21.1	スイス	0.9
ASEAN	15.0	英国	0.8
米国	10.0	インド	0.8
EU	9.6	メキシコ	0.7
オーストラリア	9.4	ニュージーランド	0.4
韓国	3.8	ペルー	0.4
カナダ	1.9	モンゴル	0.0
チリ	0.9	合計	75.5

(注)2022年1月～8月の合計に基づいて算出

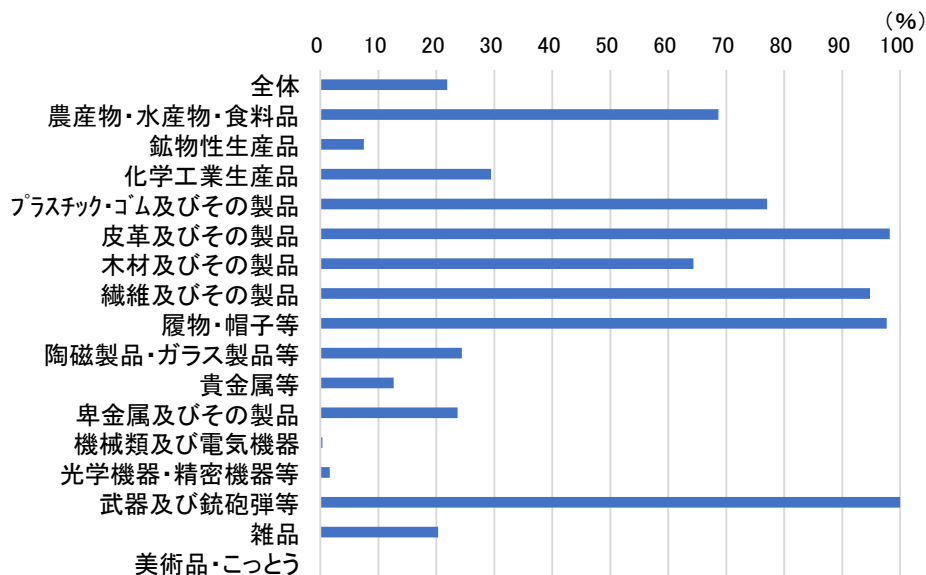
(出所)財務省「貿易統計」より作成

日本が締結した各EPAでは、通常適用される税率である実行最恵国税率（MFN税率）が無税である品目に、各EPAにより関税が撤廃される品目を合わせると、全体の8割以上（品目数ベース）の品目で関税が最終的に無税となっている。RCEPでは、中国からの輸入については86%、

韓国からの輸入については81%、ASEAN加盟国、オーストラリア、ニュージーランドからの輸入については88%の品目で関税が無税になる。したがって、MFN 税率が有税であり、かつ貿易協定における関税削減品目を締結国から輸入する際に、貿易協定を利用することにより関税減免というメリットが生じる。

日本における輸入額に基づいた有税品目の割合をみると、輸入全体としては約2割であるが、品目によってばらつきがみられる（図表2）。木材パルプ・紙製品、機械類及び電気機器、輸送機器、美術品・こつとうでは、有税品目の割合はゼロまたはほぼゼロである。他方、皮革及びその製品、繊維及びその製品、履物・帽子等では9割を超えており、これらの品目を貿易協定締結国から輸入する際に協定を利用することで関税減免のメリットが生じることになる。

図表2. 品目別にみた有税品目の割合（輸入額ベース）



(注)2022年1月～8月の合計に基づいて算出
 (出所)財務省「貿易統計」、「関税率表」より作成

こうした有税品目の割合の特徴を反映して、RCEP における日本の関税削減品目は、詳細は相手国によって異なるものの、工業製品ではプラスチック製品などの化学製品、繊維製品、皮革製品、アルミニウムなどの非鉄金属が中心となっている（図表3）。農林水産品では、米、麦類、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物の重要5品目は関税削減の対象外であるものの、冷凍野菜や調製品などで関税が削減されている。

図表 3. RCEP における日本の主な関税引き下げ品目

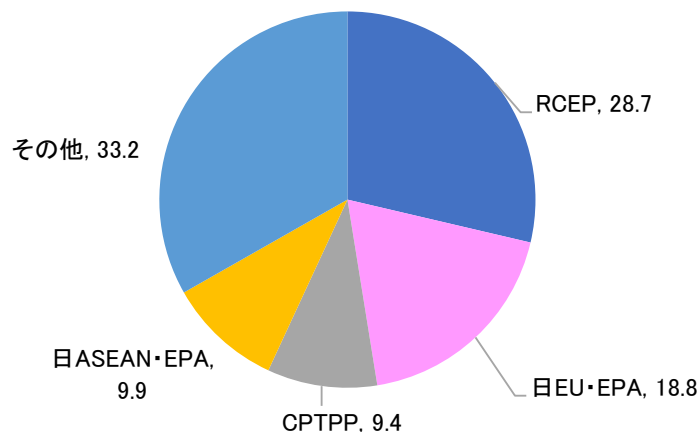
品目名	具体的品目	譲許内容(注:有税品目)		
		対ASEAN・豪州・ニュージーランド	対中国	対韓国
工業用アルコール	変性アルコール	16年目撤廃	除外	除外
	エチルアルコール	16年目撤廃	除外	除外
石油	揮発油、灯油、軽油等(バイオディーゼルを除く)	ほとんどは即時、一部は16年目撤廃	即時、16年目撤廃、除外等	即時、16年目撤廃、除外等
	バイオディーゼル	ほとんどは11年目、一部は即時、16年目撤廃	ほとんどは16年目、一部は即時撤廃、除外	ほとんどは除外、一部は即時撤廃等
化学	無機化学品、有機化学品、プラスチック製品等	ほとんどは即時撤廃	即時、11年目撤廃等	即時、11年目撤廃等
皮革・履物	皮革、革製品、毛皮、ゼラチン、にかわ等	ほとんどは16年目撤廃、一部は関税維持	16年目、21年目撤廃、除外	除外
	革靴その他の履物等	16年目撤廃、関税維持	21年目撤廃、除外等	除外
繊維・繊維製品	糸、織物、その他繊維製品(衣類を除く)	ほとんどは即時撤廃	即時、11年目撤廃等	ほとんどは即時撤廃
	衣類	ほとんどは即時、一部は16年目撤廃等	ほとんどは16年目、一部は11年目撤廃	ほとんどは16年目撤廃
非鉄金属	銅、ニッケル、アルミニウム、鉛、亜鉛、すず等	ほとんどは即時、一部は16年目撤廃等	即時、11年目、16年目撤廃等	即時、11年目撤廃、除外等
水産品	まぐろ調製品、かつお調製品、うなぎ調製品、さば調製品等	即時撤廃	除外	除外
農産品	冷凍スイートコーン、冷凍えだまめ(いずれも調理済み以外、蒸気処理・水煮)等	11年目撤廃	11年目撤廃	11年目撤廃
	たまねぎ(乾燥野菜)等	16年目撤廃	16年目撤廃	除外
	調整した桃	11年目、16年目撤廃	11年目、16年目撤廃、一部除外	11年目、16年目撤廃、一部除外

(出所) 経済産業省資料、農林水産省資料をもとに作成

RCEP における関税引き下げが行われている中、RCEP を利用した輸入額が、日本が締結した貿易協定全体の輸入額に対する割合をみると、RCEP には輸入におけるシェアが高い中国が含まれることを反映して約 3 割となっており、日 EU・EPA などを上回る規模となっている(図表 4)。

図表 4. 貿易協定を利用した輸入額の構成比

(単位: %)



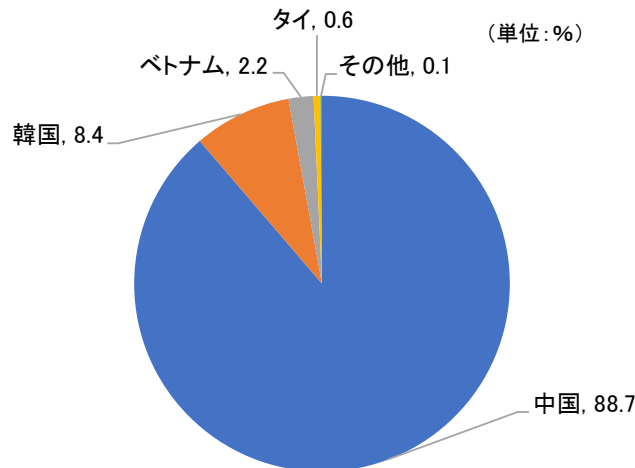
(注1) 2022年1月~8月の合計に基づいて算出

(注2) その他は、日タイEPAなど個別に締結された貿易協定の合計

(出所) 財務省「貿易統計」より作成

RCEP を利用した輸入額を原産地別にみると、RCEP により日本が EPA を締結することになった中国と韓国のシェアが高いことがわかる(図表 5)。特に中国はもともとの輸入額が大きいことを反映して、シェアが約 9 割と非常に高い。他方、ASEAN 加盟国等のシェアはごくわずかにとどまっている。

図表 5. RCEP の原産地別内訳

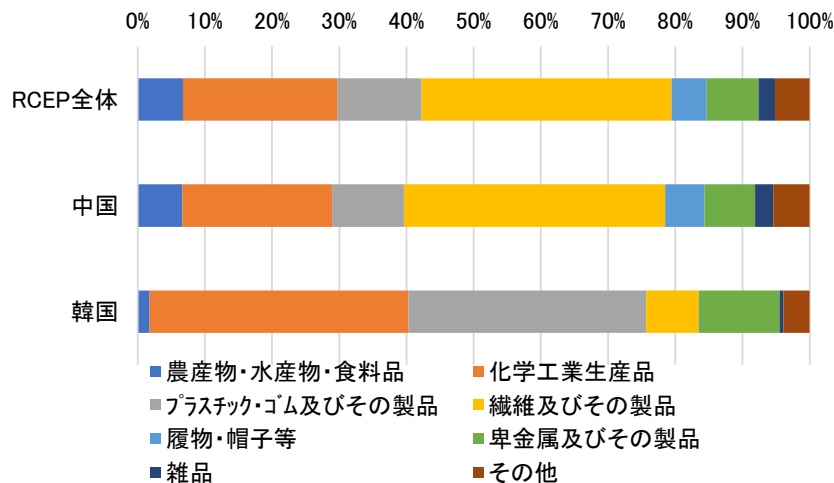


(注)2022年1月～8月の合計に基づいて算出
(出所) 財務省「貿易統計」より作成

RCEP を利用した輸入額を品目別にみると、関税引き下げの内容を反映して、繊維及びその製品、化学工業生産品、プラスチック・ゴム及びその製品のシェアが高くなっている(図表 6)。RCEP を利用した輸入額が大きい中国と韓国についてみると、中国は RCEP を利用した輸入額の約 9 割を占めることから、全体とほぼ同様であり、繊維及びその製品、化学工業生産品、プラスチック・ゴム及びその製品のシェアが高い。韓国では、化学工業生産品とプラスチック・ゴム及びその製品のシェアが高く、これらで全体の約 7 割を占めている。

中国、韓国ともに化学工業生産品、プラスチック・ゴム及びその製品のシェアが高いという共通点がある一方、中国では繊維及びその製品のシェアが非常に高いほか、履物・帽子等も比較的高い。こうした相違は、中国からの輸入では繊維及びその製品などのシェアが高いといった、品目構成の違いを反映したものと考えられる。

図表 6. RCEP を利用した輸入品目構成



(注)2022年1月～8月の合計に基づいて算出
(出所) 財務省「貿易統計」より作成

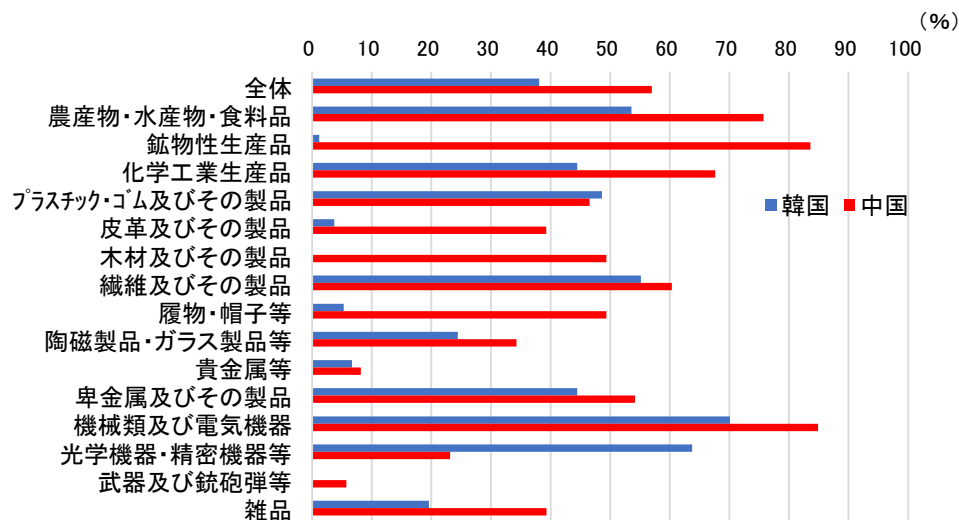
中国、韓国から RCEP を利用して輸入された額は、RCEP における関税引き下げ対象品目 (MFN 税率が無税のものを除く) の輸入額のどのくらいを占めているのだろうか。仮に 100% であれば、関税引き下げ対象品目を輸入するにあたり RCEP が常に活用されていることになる。関税減免対象となるためには RCEP において定められている原産地規則を満たす必要があり、農産物などでは原産地規則を満たしやすい。他方、工業製品では、原産地規則を満たすことが難しい品目があることから 100% となることはほとんどないが、この割合により利用傾向をみることができる。

RCEP を利用した全体の割合は、中国が 57%、韓国は 38% であり、中国のほうが高い (図表 7)。品目別にみると、中国では農産物・水産物・食料品、鉱物性生産品、化学工業製品、繊維及びその製品、卑金属及びその製品、機械類及び電気機器で 50% を超えているほか、プラスチック・ゴム及びその製品、木材及びその製品、履物・帽子等も 50% 程度となっている。なお、機械類及び電気機器は、MFN 税率が無税である品目が多いため関税削減品目が少ない中、RCEP を利用して輸入されている品目があることから利用割合が高くなっている。鉱物性生産品については灯油を中心に RCEP を利用して輸入されていることが高い割合の背景にある。

韓国については、農産物・水産物・食料品、化学工業生産品、プラスチック・ゴム及びその製品、繊維及びその製品、卑金属及びその製品、機械類及び電気機器で高くなっている。このほか、光学機器・精密機器等で高い割合となっているが、光学機器・精密機器等では有税品目が少ない中、眼鏡のフレームやその部品が RCEP を利用して輸入されているためである。

このように、利用割合は品目によってばらつきがみられるものの、中国、韓国からの輸入においては農産物・水産物・食料品、繊維及びその製品、機械類及び電気機器などを中心に RCEP が積極的に利用されていることがみてとれる。

図表 7. 品目別にみた RCEP の利用割合



(注1) 2022年1~8月の合計に基づいて算出

(注2) MFN税率が有税である品目からRCEPでの除外品目を除いた輸入額に対する割合。有税品目の輸入がないものは掲載していない。

(出所) 財務省「貿易統計」、「関税率表」より作成

3. 中国、韓国以外の RCEP 参加国からの輸入における EPA の利用状況

RCEP を利用した輸入はこれまでのところ、中国と韓国からのものがほとんどであり、こうした背景には、RCEP に参加している中国、韓国以外の国とは、日本は二国間協定などの EPA をすでに締結していることがあると考えられる（図表 8）。特にシンガポール、ベトナムとは RCEP を含めて 4 つの協定を締結しており、これらの国からの輸入にあたっては多くの選択肢が存在している状況である。

図表 8. 日本の RCEP 署名国との EPA 締結状況及び発効時点

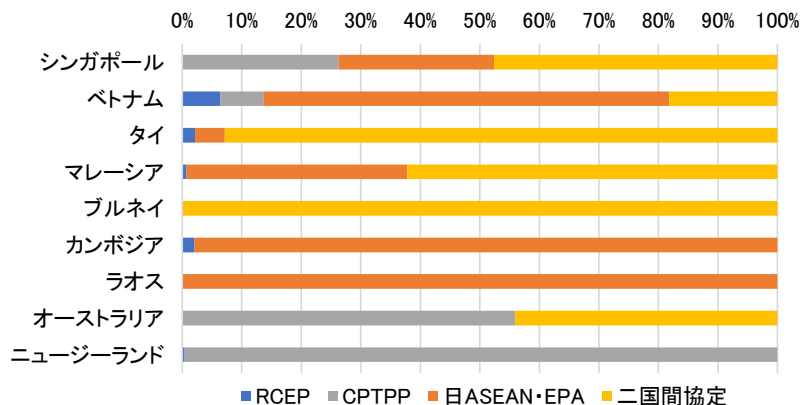
	RCEP	CPTPP	日ASEAN・EPA	二国間協定
ブルネイ	2022	未発効	2009	2008
カンボジア	2022		2009	
インドネシア	2023		2010	2008
ラオス	2022		2008	
マレーシア	2022	2022	2009	2006
ミャンマー	未発効		2008	
フィリピン	未発効		2010	2008
タイ	2022		2009	2007
シンガポール	2022	2018	2008	2002
ベトナム	2022	2019	2008	2009
オーストラリア	2022	2018		2015
ニュージーランド	2022	2018		
中国	2022			
韓国	2022			

（注）数字は発効年であり、空欄は締結がないことを示す。

（出所）外務省ホームページより作成

中国、韓国以外の RCEP 参加国からの輸入において、どの EPA が利用されているかをみると、ベトナム、タイ、カンボジア、マレーシア以外では RCEP は利用されていないことがわかる（図表 9）。また、ベトナム以外では RCEP の割合は低い水準にとどまっている。

図表 9. 中国、韓国以外の RCEP 参加国からの輸入における EPA の構成比



（注1）2022年1月～8月の合計に基づいて算出

（注2）インドネシア、フィリピン、ミャンマーは2022年12月時点で未発効のため掲載していない

（出所）財務省「貿易統計」より作成

以下では、日本との間で RCEP を含めて 4 つの EPA を締結し、かつ RCEP を利用した輸入額が中国、韓国以外で最も大きなベトナムからの輸入における EPA の利用状況をみていく。ベトナムのように複数の EPA が締結されている場合、各 EPA で定められている関税減免の条件である原産地規則を満たしていれば、各輸入品目に適用される関税率が最も低い EPA が選択されると考えるのが自然であろう。

そこで、MFN 税率が有税である品目について、RCEP、CPTPP、日 ASEAN・EPA、日ベトナム EPA において適用される関税率を比較し、ベトナムからの輸入において、どの EPA が選択される可能性があるかを検討した。ここでは、他の EPA における税率と比較して不利でない場合に選択される可能性があるとみなす。たとえば、HS コードが 9605.00.000 のトラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）に対する現在の関税率は、MFN では 6.6% であるのに対して、RCEP では 5.8%、CPTPP では 3.6%、日 ASEAN・EPA、日ベトナム EPA では無税であり、この場合は日 ASEAN・EPA、日ベトナム EPA が選択される可能性があるとみなす。各品目に対する結果をまとめたのが図表 10 であり、数値は有税品目を輸入する際に各 EPA が選択される可能性がある品目数を表している。

図表 10. 有税品目を輸入する際に各 EPA が選択される可能性がある品目数

(単位:品目数)

	RCEP		CPTPP	日ASEAN・EPA	日ベトナム EPA
		日ASEAN・EPAとの差			
農産物・水産物・食料品	278	▲ 504	1778	782	929
鉱物性生産品	81	▲ 29	107	110	110
化学工業生産品	708	▲ 58	770	766	765
プラスチック・ゴム及びその製品	154	▲ 40	194	194	194
皮革及びその製品	4	▲ 100	65	104	104
木材及びその製品	62	▲ 95	215	157	158
繊維及びその製品	1574	▲ 163	1726	1737	1737
履物・帽子等	17	▲ 52	79	69	69
陶磁製品・ガラス製品等	54	▲ 12	64	66	66
貴金属等	17	▲ 6	23	23	23
卑金属及びその製品	221	▲ 50	255	271	271
機械類及び電気機器	100	0	100	100	100
輸送機器	1	0	1	1	1
光学機器・精密機器等	2	▲ 7	6	9	9
武器及び銃砲弾等	22	0	22	22	22
雑品	60	▲ 14	71	74	74

(出所)財務省「関税率表」より作成

品目別にみると、化学工業生産品や機械類及び電気機器では、各 EPA の品目数がほぼ同程度となっている。このことは各 EPA において適用される関税率が同じ品目が多いことを意味しており、

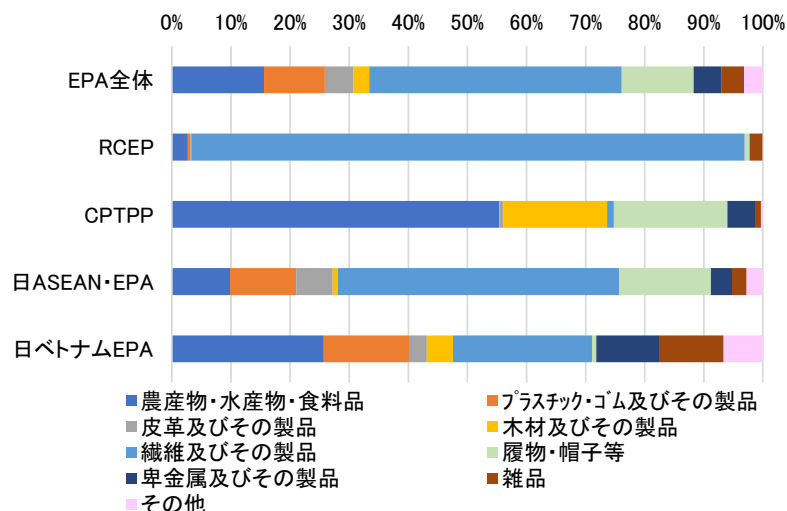
各 EPA における原産地規則を満たす限り、いずれの EPA も選択される可能性があることを示唆している。他方、農産物・水産物・食料品、木材及びその製品では CPTPP の品目数が他の EPA よりも多い。このことは、CPTPP において適用される関税率が他の EPA において適用される関税率よりも低い品目が多いことを意味しており、これらを輸入するにあたっては CPTPP が選択される可能性が高いことを示唆している。

各 EPA の品目数を比較すると、日 ASEAN・EPA と日ベトナム EPA は農産物・水産物・食料品を除いてほぼ同様であり、農産物・水産物・食料品では日ベトナム EPA のほうが多い。RCEP の品目数は、多くの品目で他の EPA よりも少なく、ベトナムから EPA を利用した輸入の中で最も利用されている日 ASEAN・EPA と比較すると、図表 10 にあるようにほとんどすべての品目で下回っている。このように、RCEP は、適用される関税率の水準という観点からは選択される可能性が低いことがわかる。

なお、これは品目数を集計したものであり、輸入額ではないことに留意すべきである。たとえば、多くの品目において関税が低い場合でも、それらの輸入額が小さければ、金額ベースでみた場合に、その EPA のシェアが大きくない可能性がある。

EPA を利用したベトナムからの輸入の品目構成比をみると、繊維及びその製品が最も高く、次いで農産物・水産物・食料品、履物・帽子等が高い（図表 11）。各 EPA について、品目構成比をみると、CPTPP では、農産物・水産物・食料品と履物・帽子等、木材及びその製品のシェアが高く、これらでほとんどを占めている。これは、図表 10 でみたように CPTPP では、これらの品目に適用される関税率が他の EPA よりも低いことを反映したものと考えられる。他方、RCEP ではほとんどすべてが繊維及びその製品である。原産地規則との関係で、日 ASEAN・EPA などに関税減免の対象にならない品目が RCEP では関税減免の対象となり、RCEP を利用して輸入されている可能性がある。

図表 11. ベトナムからの EPA を利用した輸入における品目構成

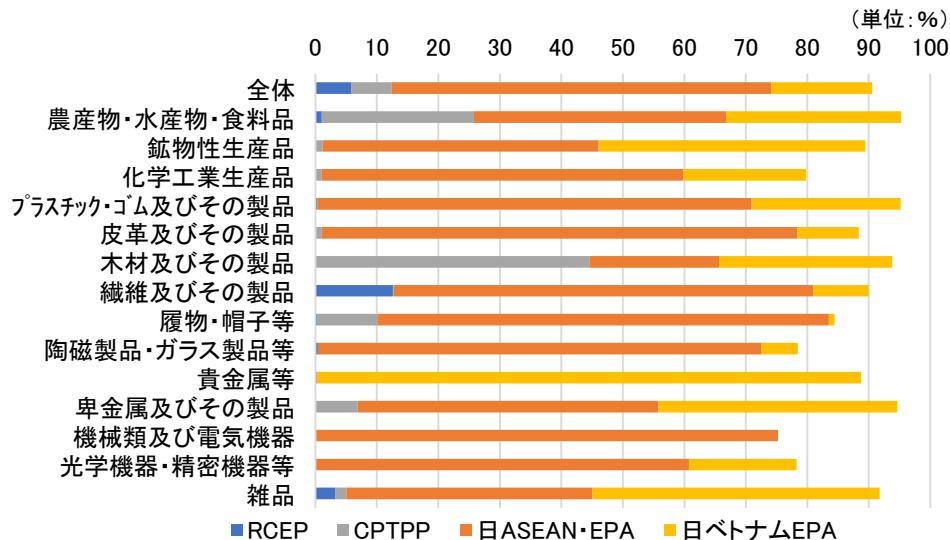


(注)2022年1月～8月の合計に基づいて算出
(出所)財務省「貿易統計」より作成

次に、ベトナムからの輸入について、EPA を利用して輸入された金額の、MFN 税率が有税である品目の輸入額に対する割合を品目別にみると、いずれの品目でも 7 割以上となっている（図表 12）。農産物・水産物・食料品では CPTPP、日 ASEAN・EPA、日ベトナム EPA の割合が高く、これらを利用して輸入されていることがわかる。木材及びその製品では CPTPP の割合が最も高い。繊維及びその製品では、日 ASEAN・EPA がかなりの部分を占めているものの、RCEP は日ベトナム EPA よりも割合が高く、ある程度利用されていることがわかる。

品目全体としてみると、日本とベトナムとの間で最も早く締結された日 ASEAN・EPA がよく利用されている。RCEP は、ベトナムからの輸入額が大きな繊維及びその製品では利用されているものの、他の製品ではほとんど利用されていないため、全体としてみた場合には CPTPP をわずかに下回る規模にとどまっている。

図表 12. ベトナムからの輸入における品目別にみた EPA の利用



(注) 2022年1月～8月の合計に基づいて算出。MFN税率が有税である品目の輸入額に対する割合であり、有税品目の輸入額がない品目は掲載していない
(出所) 財務省「貿易統計」より作成

なお、ベトナム以外の RCEP を利用した輸入では、タイからは農産物・水産物・食料品や繊維及びその製品、カンボジアからは繊維及びその製品や履物・帽子等が中心となっている。マレーシアからの輸入では農産物・水産物・食料品が多く、中国、韓国以外の国からの RCEP を利用した輸入では繊維及びその製品、農産物・水産物・食料品が中心となっていることがわかる。

以上から、RCEP は、中国、韓国以外の国から輸入する際には、他の EPA と比較すると関税の引き下げという観点では利用するメリットは小さいと言える。RCEP は他の EPA を利用できない場合に用いられる可能性が高く、他の EPA を補完する役割を果たしていると推察される。

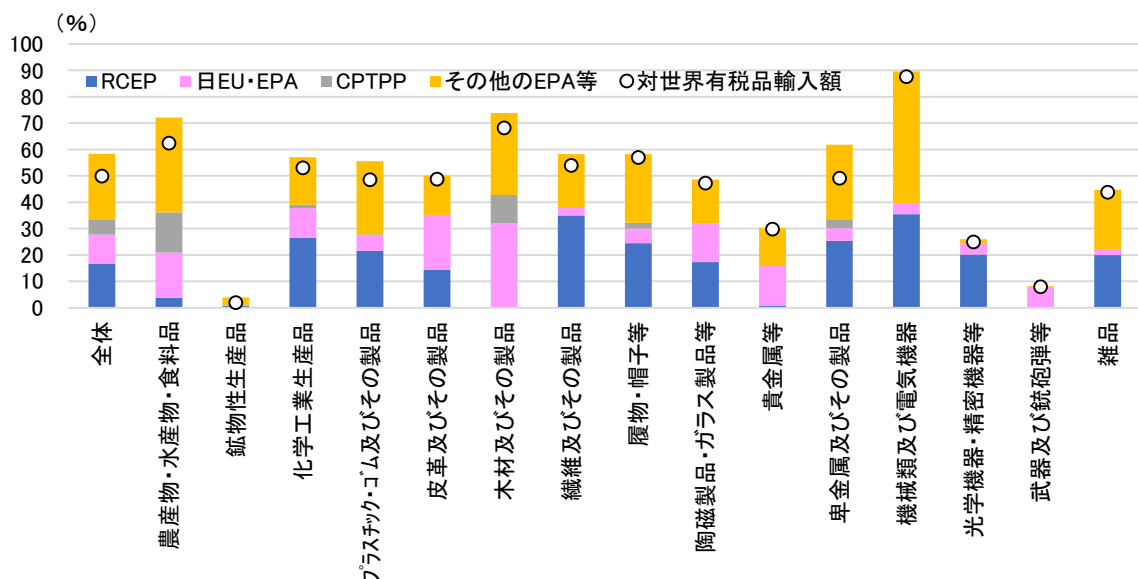
4. RCEP を利用した輸入の品目別影響

これまでは RCEP の利用について、輸入元の国に焦点を当ててきたが、ここでは RCEP の発効がもたらす品目別の影響について、RCEP と同様に多くの国が参加している CPTPP、日 EU・EPA と比較しながらみていくこととする。具体的には、各貿易協定を利用して輸入した額を、貿易協定締結国からの MFN 税率が有税である品目の輸入額で除した割合をみる。この割合が高いことは、その品目の輸入において、当該貿易協定を利用した輸入額が大きいことを意味しており、これに基づいて、RCEP が発効したことによる影響を品目別に比較する。

品目別の影響をみると、幅広い品目で RCEP の割合が高くなっており、特に高いものは、化学工業生産品、プラスチック・ゴム及びその製品、繊維及びその製品、履物・帽子等、卑金属及びその製品、機械類及び電気機器、光学機器・精密機器等、雑品である（図表 13）。これらの品目では、MFN 税率よりも低い税率で多くの品目が輸入されており、RCEP の発効により関税負担の軽減というメリットが生じている。

なお、機械類及び電気機器は、すでに述べたように有税品目の輸入額は大きくないものの、絶縁電線である巻線や炉用炭素電極などが RCEP を利用して輸入されている。光学機器・精密機器等は、RCEP を利用した輸入が貿易協定を利用した輸入の大部分を占めているが、これは、輸入額は大きくないものの、眼鏡のフレームやその部品などにおいて RCEP を利用した韓国からの輸入が行われているためである。卑金属及びその製品では、アルミニウム製品や銅製品などで RCEP を利用した輸入が行われている。

図表 13. 品目別にみた貿易協定の影響



(注1) 2022年1月～8月の合計に基づいて算出

(注2) 貿易協定締結国からのMFN税率が有税である品目の輸入額に対する割合。ただし、○は貿易協定利用輸入額の合計の、世界全体からのMFN税率が有税である品目の輸入額に対する割合。有税品目の輸入がないものは掲載していない。

(出所) 財務省「貿易統計」より作成

日 EU・EPA についてみると、比較的多くの品目で割合が高く、そのうち特に高いのは農産物・水産物・食料品、皮革及びその製品、木材及びその製品、貴金属等である。貴金属等では指輪、ブローチなどの小形の身近用装飾品などの輸入で日 EU・EPA が利用されている。CPTPP は、RCEP、日 EU・EPA と比較すると、全体的に割合が低い中で農産物・水産物・食料品、木材及びその製品で比較的高い。これについては、すでに述べたように、CPTPP では農産物・水産物・食料品、木材及びその製品において、他の貿易協定よりも多くの品目で関税引き下げが行われているためであると考えられる。これら以外の品目で割合が低い背景には、CPTPP の発効により日本が初めて EPA を締結することになった国は、日本の輸入額がそれほど大きくないカナダとニュージーランドのみであり、それ以外の CPTPP 参加国からはすでに締結していた EPA を利用して輸入されているためであると考えられる。

RCEP の割合を日 EU・EPA、CPTPP と比較すると、RCEP では幅広い品目で高く、もともと日本の輸入における中国のシェアが高い化学工業生産品、繊維及びその製品、履物・帽子等で顕著である。他方、農産物・水産物・食料品、木材及びその製品、貴金属等での割合が低いが、これらは中国、韓国のシェアがそれほど高くない品目である。さらに、農産物・水産物・食料品、木材及びその製品では、RCEP において中国、韓国に対しては関税引き下げの対象外としている品目があり、こうしたことが RCEP の割合が低い背景にあると考えられる。このように、各貿易協定を利用した輸入については、締結国からの輸入品目の規模だけでなく、関税引き下げの内容や他の貿易協定の締結状況が関係していると言える。

なお、鉱物性生産品では貿易協定を利用した割合が非常に低いが、主な輸入相手国である韓国からの輸入に対して、RCEP において関税引き下げの対象外としているものがあるためである。武器及び銃砲弾等の割合も低いが、その主因として、主な輸入相手国である米国と締結している日米貿易協定において、これらの品目が関税引き下げの対象外となっていることがあげられる。

図表 13 において、各貿易協定を利用した輸入額の合計について、貿易協定締結国からの MFN 税率が有税である品目の輸入額に対する割合と、世界全体からの MFN 税率が有税である品目の輸入額に対する割合を比較すると、多くの品目でそれほど大きな差はみられない。これは、貿易協定締結国の世界全体に占めるシェアが、多くの品目において 8 割以上を占めているためであり、そのシェアが比較的低い農産物・水産物・食料品、卑金属及びその製品では差が比較的大きくなっている。

5. おわりに

RCEP は、現時点ではいずれも ASEAN 加盟国であるインドネシア、フィリピン、ミャンマーと未発効である。インドネシアとは 2023 年 1 月 2 日に発効することが決まっているが、これらの国において RCEP が発効していなくても、有税品目を輸入するにはすでに締結している EPA を利用することができる。したがって、今後、これらの国で RCEP が発効しても、他の ASEAN

加盟国と同様に有税品目を輸入する際に RCEP が積極的に利用される可能性は大きくないと考えられる。そうした中、ベトナムのケースと同様に、既存の EPA では関税の減免対象とならない品目を輸入する際に RCEP が利用されることになるだろう。

今後も RCEP の利用は中国、韓国からの輸入が中心であると考えられるが、両国からの輸入における現時点での RCEP の利用割合は、図表 7 でみたように繊維及びその製品などで高い水準となっているものの、図表 12 にあるようにベトナムからの輸入における EPA 全体の利用割合と比較すると低いと言える。こうした背景には、日本はベトナムとは 4 つの EPA を締結しているのに対して、中国、韓国とは RCEP のみの締結であるということや、ベトナムとの間では最初に発効した EPA から 10 年以上が経過している一方、RCEP は発効してからまだ 1 年しか経過していないことがあると考えられる。

特に、RCEP では中国、韓国から輸入する繊維及びその製品などは関税撤廃までに 10 年以上かかるため、1 年あたりの関税削減幅がそれほど大きくないものがある。発効当初は RCEP を利用するメリットがそれほど大きくないことが利用割合に影響していることも考えられる。RCEP において適用される関税率は今後も段階的に引き下げられるため、長期的な観点からは関税引き下げに伴う関税負担軽減効果は小さくない。関税引き下げに伴って利用割合が高まっていけば、その効果はより大きくなるだろう。

— ご利用に際して —

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。